

VIII. 參考資料

静岡COCプラス連携協議会実施要項

(平成28年2月16日静岡COCプラス連携協議会決定)

(趣旨)

第1条 この要項は、静岡県における「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に関する連携協定（以下「連携協定」という。）第4条に規定する静岡COCプラス連携協議会（以下「連携協議会」という。）の組織等について、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 連携協議会は、連携協定第1条に規定する目的を達成するために、連携協定第2条各号に掲げる事業の推進に関する事項について協議する。

(組織)

第3条 連携協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 連携協定を締結した高等教育機関の長
- (2) 連携協定を締結した普通地方公共団体の長
- (3) 一般社団法人静岡県経営者協会長
- (4) 一般社団法人静岡県商工会議所連合会長
- (5) 静岡県商工会連合会長
- (6) 静岡県中小企業団体中央会長
- (7) 公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアム理事長
- (8) 静岡大学のCOCプラス連携コーディネーター 1人
- (9) その他連携協議会が必要と認めた者

(会長及び副会長)

第4条 連携協議会に、会長を置き、静岡大学長をもって充てる。

- 2 会長は、連携協議会の業務を総括する。
- 3 連携協議会に、副会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 会長は、会議を主宰し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理者)

第6条 第3条第1号から第7号までに掲げる委員が、やむを得ない事由により会議に出席できないときは、当該委員は代理者を定め、会議に出席させることができる。

(委員以外の出席)

第7条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(委員会)

第8条 連携協議会に、分野毎に実務担当者が協議する場として、委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 連携協議会の庶務は、静岡大学において処理する。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、連携協議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、連携協定締結日から実施する。

静岡COCプラス連携協議会代表者委員会要項

(平成28年10月1日静岡COCプラス連携協議会決定)

(趣旨)

第1条 この要項は、静岡COCプラス連携協議会実施要項第8条第1項の規定に基づき静岡COCプラス連携協議会に置く静岡COCプラス連携協議会代表者委員会（以下「委員会」という）の運営等について、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 委員会は、静岡県における「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」の実施に関し、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 事業全体の調整等に関する事。
- (2) その他委員会が必要と認める事項

(構成員)

第3条 委員会は、次の各号（第16号を除く。）に掲げる機関の実務担当者各1人、COCプラス推進コーディネータ及び第16号に掲げる者若干人をもって組織する。

- (1) 静岡県
- (2) 静岡市
- (3) 浜松市
- (4) 富士市
- (5) 松崎町
- (6) 一般社団法人静岡県経営者協会
- (7) 一般社団法人静岡県商工会議所連合会
- (8) 静岡県商工会連合会
- (9) 静岡県中小企業団体中央会
- (10) 公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアム
- (11) 一般財団法人静岡経済研究所
- (12) 国立大学法人静岡大学
- (13) 静岡県公立大学法人静岡県立大学
- (14) 独立行政法人国立高等専門学校機構沼津工業高等専門学校
- (15) 国立大学法人電気通信大学
- (16) その他委員会が必要と認める者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を招集し、これを主宰する。

(議事)

第5条 委員会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(代理者)

第6条 委員（第3条第16号に掲げる委員を除く。）が、やむを得ない事由により委員会に出席できないときは、当該委員は代理者を定め、委員会に出席させることができる。

(委員以外の出席)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、静岡大学において処理する。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成28年10月1日から実施する。

静岡COCプラス連携協議会教育プログラム開発委員会要項

(平成28年10月1日静岡COCプラス連携協議会決定)

(趣旨)

第1条 この要項は、静岡COCプラス連携協議会実施要項第8条第1項の規定に基づき静岡COCプラス連携協議会に置く静岡COCプラス連携協議会教育プログラム開発委員会（以下「委員会」という。）の運営等について、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 委員会は、静岡県における「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」の実施に関し、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 教育の質保証に係る取組の検討に関する事。
- (2) 地域人材ニーズに連動した教育内容の検討に関する事。
- (3) 学卒者の静岡県内への就職支援の検討に関する事。
- (4) 事業協働機関の学卒者確保支援の検討に関する事。
- (5) その他委員会が必要と認める事項

(構成員)

第3条 委員会は、次の各号（第16号を除く。）に掲げる機関の実務担当者各1人及び第16号に掲げる者若干人をもって組織する。

- (1) 静岡県
- (2) 静岡市
- (3) 浜松市
- (4) 一般社団法人静岡県経営者協会
- (5) 公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアム
- (6) 一般財団法人静岡経済研究所
- (7) 公益財団法人就職支援財団
- (8) 国立大学法人静岡大学
- (9) 国立大学法人浜松医科大学
- (10) 静岡県公立大学法人静岡県立大学
- (11) 公立大学法人静岡文化芸術大学
- (12) 独立行政法人国立高等専門学校機構沼津工業高等専門学校
- (13) 国立大学法人電気通信大学
- (14) 東海大学
- (15) 愛知学院大学
- (16) その他委員会が必要と認める者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を招集し、これを主宰する。

(議事)

第5条 委員会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(代理者)

第6条 委員（第3条第16号に掲げる委員を除く。）が、やむを得ない事由により委員会に出席できないときは、当該委員は代理者を定め、委員会に出席させることができる。

(委員以外の出席)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会の設置)

第8条 委員会の下に、第2条に掲げる業務の具体的事項を検討するため、必要に応じて作業部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、静岡大学において処理する。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成28年10月1日から実施する

静岡COCプラス連携協議会産業創出委員会要項

(平成28年10月1日静岡COCプラス連携協議会決定)

(趣旨)

第1条 この要項は、静岡COCプラス連携協議会実施要項第8条第1項の規定に基づき静岡COCプラス連携協議会に置く静岡COCプラス連携協議会産業創出委員会（以下「委員会」という。）の運営等について、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 委員会は、静岡県における「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」の実施に関し、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 新産業創出に向けたニーズ・シーズの探索に関すること。
- (2) 新産業創出に向けた研究開発についての支援に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認める事項

(構成員)

第3条 委員会は、次の各号（第19号を除く。）に掲げる機関の実務担当者各1人及び第19号に掲げる者若干人をもって組織する。

- (1) 静岡県
- (2) 公益財団法人静岡県産業振興財団
- (3) 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構
- (4) 一般社団法人静岡県経営者協会
- (5) 一般財団法人静岡経済研究所
- (6) 株式会社静岡銀行
- (7) 三島信用金庫
- (8) 沼津信用金庫
- (9) しずおか信用金庫
- (10) 静岡信用金庫
- (11) 浜松信用金庫
- (12) 遠州信用金庫
- (13) 公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアム
- (14) 国立大学法人静岡大学
- (15) 国立大学法人浜松医科大学
- (16) 静岡県公立大学法人静岡県立大学
- (17) 公立大学法人静岡文化芸術大学
- (18) 独立行政法人国立高等専門学校機構沼津工業高等専門学校
- (19) その他委員会が必要と認める者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を招集し、これを主宰する。

(議事)

第5条 委員会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(代理者)

第6条 委員（第3条第19号に掲げる委員を除く。）が、やむを得ない事由により委員会に出席できないときは、当該委員は代理者を定め、委員会に出席させることができる。

(委員以外の出席)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、静岡大学において処理する。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成28年10月1日から実施する。

静岡COCプラス連携協議会参加校連絡会要項

(平成28年10月1日静岡COCプラス連携協議会決定)

(趣旨)

第1条 この要項は、静岡COCプラス連携協議会実施要項第10条の規定に基づき、静岡COCプラス連携協議会に置く静岡COCプラス連携協議会参加校連絡会（以下「参加校連絡会」という。）の運営等について、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 参加校連絡会は、静岡県における「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」の実施に関し、事業目標数値等についての協議及び事業実施に必要な参加校間の調整を行う。

(構成員)

第3条 参加校連絡会は、次の各号（第9号を除く。）に掲げる機関の実務担当者各1人及び第9号に掲げる者若干人をもって組織する。

- (1) 国立大学法人静岡大学
- (2) 国立大学法人浜松医科大学
- (3) 静岡県公立大学法人静岡県立大学
- (4) 公立大学法人静岡文化芸術大学
- (5) 独立行政法人国立高等専門学校機構沼津工業高等専門学校
- (6) 国立大学法人電気通信大学
- (7) 東海大学
- (8) 愛知学院大学
- (9) その他参加校連絡会が必要と認める者

(委員長)

第4条 参加校連絡会に会長を置き、構成員の互選によってこれを定める。

2 会長は、参加校連絡会を招集し、これを主宰する。

(議事)

第5条 参加校連絡会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

2 参加校連絡会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(代理者)

第6条 委員（第3条第9号に掲げる者を除く。）が、やむを得ない理由により参加校連絡会に出席できないときは、当該委員は代理者を定め、参加校連絡会に出席させることができる。

(庶務)

第7条 参加校連絡会の庶務は、静岡大学において処理する。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、参加校連絡会に関し必要な事項は、参加校連絡会が別に定める。

附 則

この要項は、平成28年10月1日から実施する。

静岡県における「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」 外部評価実施要項

（平成28年10月1日静岡COCプラス連携協議会決定）

（趣旨）

第1条 この要項は、静岡県における「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」（以下「事業」という。）に関する外部評価の実施に関し必要な事項を定める。

（委員会）

第2条 静岡COCプラス連携協議会に、事業の外部評価を実施するため、外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（外部評価の実施等）

第3条 外部評価は、各年度における事業終了後に実施するものとする。

2 委員会は、事業の実施状況の点検及び評価を行い、必要に応じて改善要求を行う。

3 委員会は、点検、評価及び改善要求を行うに当たっては、事業の評価用報告書による書面審査及び聴取等を実施する。

4 委員会は、外部評価の結果を静岡COCプラス連携協議会に報告するものとする。

（委員会の構成）

第4条 委員会は、事業の事業協働機関の代表者等4人及び事業協働機関以外の機関の有識者4人の合計8人を目途とし構成する。

（委員の任期）

第5条 委員会の委員の任期は、事業最終年度の外部評価が終了する時までとする。

（委員長）

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、これを主宰する。

（委員以外の出席）

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、静岡大学において処理する。

（雑則）

第9条 この要項に定めるもののほか、外部評価の実施に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成28年10月1日から実施する。

静岡COCプラス連携協議会地域ブロック運営要項

(平成29年7月18日静岡COCプラス連携協議会決定)

(趣旨)

第1条 静岡COCプラス連携協議会の事業等をより機動的・効果的に行うため、静岡県東部、中部、西部の地域ブロックを設定し、その運営等について、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 各地域ブロックは、静岡COCプラス連携協議会が掲げる目標達成のため、構成員の連携・協力によって、当該ブロックを対象とした事業等を実施するものとする。

(構成員)

第3条 各地域ブロックは、当該ブロックに所在する事業協働機関（地方公共団体、大学・高等専門学校、企業、経済団体等）で構成する（別表）

2 必要に応じ、事業協働機関以外の組織・機関も加えることができるものとする。

(幹事校)

第4条 各地域ブロック毎に幹事校を置き、幹事校を中心に事業の実施等を行う。

2 幹事校は以下のとおりとする。

(1) 東部ブロック 独立行政法人国立高等専門学校機構沼津工業高等専門学校

(2) 中部及び西部ブロック 国立大学法人静岡大学

(地域ブロック会議)

第5条 各地域ブロックの事業の実施等について検討するため、地域ブロック会議（以下会議という）を置く。

2 会議は幹事校の長が招集し、これを主宰する。

3 会議は、構成員の過半数の出席をもって成立するものとする。また、会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 各地域ブロック実施事業等の庶務は、幹事校において処理する。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、ブロック会議が別に定める。

附 則

この要項は、平成29年7月18日から実施する。

別表

区 分	自治体・企業・経済団体等名称
東部ブロック	沼津市
	熱海市
	三島市
	富士宮市
	伊東市
	富士市
	御殿場市
	下田市
	裾野市
	伊豆市
	伊豆の国市
	東伊豆町
	河津町
	南伊豆町
	松崎町
	西伊豆町
	函南町
	清水町
	長泉町
	小山町
	一般財団法人企業経営研究所
	スルガ銀行
	静岡中央銀行
	三島信用金庫
	沼津信用金庫
	富士信用金庫
	富士宮信用金庫
	協同ゴム工販株式会社
独立行政法人国立高等専門学校機構 沼津工業高等専門学校	
中部ブロック	静岡県
	静岡市
	島田市

区 分	自治体・企業・経済団体等名称
中部ブロック	焼津市
	藤枝市
	牧之原市
	吉田町
	川根本町
	一般社団法人静岡県経営者協会
	一般社団法人静岡県商工会議所連合会
	静岡県商工会連合会
	静岡県中小企業団体中央会
	静岡県農業協同組合中央会
	静岡県経済農業協同組合連合会
	静岡県信用農業協同組合連合会
	全国共済農業協同組合連合会静岡県本部
	静岡県森林組合連合会
	公益財団法人静岡県産業振興財団
	公益財団法人就職支援財団
	公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアム
	一般財団法人静岡経済研究所
	株式会社清水地域経済研究センター
	静岡県木材協同組合連合会
	特定非営利活動法人静岡情報産業協会
	静岡経済同友会静岡協議会
	静岡県信用保証協会
	株式会社静岡銀行
	株式会社清水銀行
	しずおか信用金庫
	静清信用金庫
	焼津信用金庫
	島田信用金庫
	株式会社静岡新聞社
	静岡放送株式会社
藍澤証券株式会社	
株式会社アルバイトタイムス	

区 分	自治体・企業・経済団体等名称
中部ブロック	株式会社佐藤園
	株式会社しずおかオンライン
	静岡ガス株式会社
	静岡トヨタ自動車株式会社
	セイリン株式会社
	はごろもフーズ株式会社
	富士山静岡空港株式会社
	ユニテックホールディングス株式会社
	株式会社ユニテック
	静岡県公立大学法人静岡県立大学
	国立大学法人静岡大学
西部ブロック	浜松市
	磐田市
	掛川市
	袋井市
	湖西市
	御前崎市
	菊川市
	森町
	特定非営利活動法人静岡県西部地域しんきん経済研究所
	社会福祉法人聖隷福祉事業団
	公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構
	掛川信用金庫
	磐田信用金庫
	浜松信用金庫
	遠州信用金庫
	株式会社シーポイント
	浜松ホトニクス株式会社
	ヤマハ株式会社
	ヤマハ発動機株式会社
	国立大学法人浜松医科大学
公立大学法人静岡文化芸術大学	
国立大学法人静岡大学	

